地域公共交通の維持・再生・活性化の基盤となる交通基本法の 早期制定を求める意見書

私たちの暮らしにおいて、通勤、通学、通院、買い物などに必要な移動手段は、生活に欠かせないライフラインの一つである。

しかし、公共交通が充実していない地方においては、自家用車の有無により、 移動の自由の格差が生じる。また、自動車社会の進展は、自家用車による利便 性の向上の反面、自分で運転できない高齢者や身体の不自由な人、経済的理由 により自家用車を持てない人など、いわゆる「交通弱者」を生んでいる。

一方、「交通弱者」の移動手段である地域の公共交通は崩壊の一途をたどり、 最も生活に身近なバス路線は、全国で毎年 2,000 キロ相当が廃止され続けてい るのが現状である。

熊本県下でも、民間バス事業者の収益悪化に伴う赤字路線の撤退などがあり、 自治体がコミュニティーバスなどの運営でかろうじて地域の足を支えているの が現状である。

さらに、熊本県は高齢化の進行が全国的にも早い地域であり、過疎地域の交通弱者のさらなる増加が心配される。

現在、憲法に保障された「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を阻害する要因である交通にかかわるさまざまな問題を解決し、交通弱者を生まない新たな社会づくりの指針となる「交通基本法案」が国会に提出されている。

この法律の成立によって、国、自治体、事業者等が一体となって、総合的かつ計画的な取組みを推進することにより、地域の実態に合うように地域公共交通が維持・再生・活性化され、国民が、真に暮らしやすい生活を実現することが求められている。

よって、国におかれては、以上の主旨を踏まえ、交通基本法を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を堤出する。

平成23年3月15日

熊本県議会議長 小 杉 直

衆 議 院 議 長 横 路 孝 弘 様 参 議 院 議 長 西 岡 武 夫 様 内 閣 総 理 大 臣 菅 直 人 様 国 土 交 通 大 臣 大 畠 章 宏 様 国家戦略担当大臣 玄 葉 光一郎 様